

令和8年7月24日

米子駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

番号	件名	納入（履行） 場所	納期（履行期 限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
36	混合廃棄物運搬場外処理 ほか1件	陸上自衛隊 米子駐屯地	8.8.4～ 8.9.30	8.7.24	8.7.29 10時00分	8.7.29 10時00分	なし	単価

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負基本条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒683-0853 鳥取県米子市両三柳 2603 契約機関名（担当）：陸上自衛隊米子駐屯地 第356会計隊契約班（森本）

電話番号：0859-29-2161（内線348） F A X：0859-29-2164 メール：ma356fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書に関する問い合わせ先

電話番号：0859-29-2161（内線280） 担当：陸上自衛隊米子駐屯地 第8普通科連隊 第1科 永原

6 その他

見積書をメールかFAXで送付された際は電話連絡にて送付確認を行うものとする。

市 場 価 格 調 書

分任契約担当官
陸上自衛隊米子駐屯地
第356会計隊長 中山 貴行 殿

担当
森本

¥ 単価 (消費税含まない)

令和 年 月 日

住所・名称・代表者名・代表者印

納期 ： 8.8.4～8.9.30

納地 ： 米子駐屯地

陸上自衛米子駐屯地

FAX:0859-29-2164

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	備 考
混合廃棄物運搬場外処理	仕様書のとおり	kg	300		
運搬料	仕様書のとおり	台	1		
	以下余白				

内 訳 書

	品 名	規 格	単位	予 定 数 量	単 価	金 額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

分任契約担当官
陸上自衛隊米子駐屯地
第356会計隊長 中山 貴行 殿

見積期限: 7月29日(水) 10:00

担当
森本

¥ 単価 (消費税含まない)

納期 : 8.8.4~8.9.30

納地：米子駐屯地

令和 年 月 日

○対価の支払の時期

契約の履行後、国が適法な支払請求書を受理した日から30日以内。

○上記見積条件及び「入札及び契約心得」及び

「標準契約書及び請書」の契約条項を承諾の上見積します。

○当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は

「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

住所・名称・代表者名・代表者印

内 訳

[illegible]

内 訳 書

	品 名	規 格	単位	予 定 数 量	単 価	金 額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

仕 様 書	仕様書番号	6 7 9 G 1 C A 0 0 5 7
	作成年月日	8 . 7 . 1 4
件 名	部隊名	8 普連 第 1 科
混合廃棄物運搬場外処分	作成者	永原 2 曹

1 適用範囲

本仕様書は、米子駐屯地において実施する混合廃棄物運搬処分について必要な事項を定める。

2 場所

鳥取県米子市両三柳 2 6 0 3 陸上自衛隊米子駐屯地

3 作業概要

(1) 作業概要については下表による

項目	作業概要	予定数量	備 考
混合廃棄物 運搬場外処分	・回収用コンテナ設置 ・コンテナ回収運搬処分	3 0 0 k g	2 t コンテナ 1 台

(2) 履行期間

令和 8 年 8 月 4 日（火）～令和 8 年 9 月 3 0 日（水）

4 一般事項

- (1) 本検査は、本仕様書による他「廃棄物の処理及び清掃に関する法令」等、関係諸法令等に基づき実施する。
- (2) 仕様書の内容に相違または明記なき場合及び疑義が生じた場合は、全て官側と協議すると共に、その指示に従うものとする。
- (3) 請負業者は、作業実施条件を十分に把握すると共に、作業員に対し安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を徹底する。
- (4) 請負業者は、本作業に伴い施設の解体または損害を与えた場合は、速やかに担当官に報告すると共に、現状復旧を実施する。
- (5) 後片付けについては、撤去時に確実に点検し資材の残置等がないよう相互に点検を実施する。
- (6) 請負業者の駐屯地内での行動については、担当官の指示に従うものとし、作業現場以外に立ち入らないものとする。

5 特記事項

- (1) 請負業者は契約後、速やかに「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び搬入先の写しを提出する。
- (2) 回収コンテナ設置場所は、担当官により指示する。
- (3) コンテナを回収・場外処分場へ搬入する際、車両ごとの軽量伝票を官側に提出する。
- (4) 回収コンテナ内に、処分項目以外のものが混在していた場合、担当官に通報すると共に、混在した廃棄物のみを担当官の指示する場所へ集積する。

仕 様 書	仕 様 書 番 号	
	作 成 年 月 日	
件 名	部 隊 名	
混合廃棄物運搬場外処分	作 成 者	
(5) 処分後、速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）A・B 2・D・E 票及びその他担当官の指示する書類を作成し、履行期間内に官側へ提出する。		